

小型機船底びき網漁業の操業に関する委員会指示に従わない者への対応方針

小型機船底びき網漁業の操業に関する和歌山海区漁業調整委員会指示（令和7年1月17日付け指示第1号。以下「指示」という。）に従わない者への対応方針については、次のとおりとする。

- 1 和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、指示を受けた者がこれに従わないと認められるときは、その者に対して、指示に従うべき旨を文書で指導する。
- 2 委員会は、1の指導を受けた者が再び指示に従わないと認められるときは、漁業法第120条第8項の規定に基づき、和歌山県知事に対して、その者に指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。
- 3 1及び2の処理は、委員会会長が専決する。